

JR東海労なごや

2014年1月27日 No 984
JR東海労名古屋地方本部
発行者：山田哲也
編集者：教宣部

こんな理由でボーナスカットする会社！！

またも、昨年年末ボーナスにおいて組合員のボーナスカットがされました。組合員Aさんは、査定期間にミスもない中でカットされたことが納得できず苦情申告を行いました。12月29日に苦情処理会議が開催されました。何時、どこで、誰が、どの様に注意指導したのか。明らかに多い添乗回数、愛労委で明らかになった非違行為の区分①②③のどこに該当するか。さらには注意指導したことが、何の基準により非違行為になったのか明らかにされませんでした。

ボーナスカットは東海労組合員を狙い打ちにしたものです。

< 会社が示した非違行為の具体的な例 >

- ・ 中継信号機喚呼の喚呼を誤ったときがある。
- ・ 出発点呼において、時計の照合を正しくできなかった。
- ・ 美濃赤坂駅でスイッチ整備したときの確認を失念したことがある。
- ・ 大垣構内にて車両の一旦停止を失念した（複雑な作業で）。
- ・ 徐行の申告を失念した。
- ・ 米原駅においてパンタオーライの喚呼を失念した。
- ・ ワンマン列車で美濃赤坂駅にてホーム左の喚呼を失念した。

全ての非違行為を5W1Hで明らかにせよ！

明らかに多い添乗回数！

非違行為の区分①②③のどこに該当するか。

注意指導したことが、何の基準により非違行為になるのか

名古屋地本は本人の納得のいく回答がなされるまで、あらゆる方法で会社を追求していきます。狙われたらボーナスカットされるような査定では、風通しのいい職場はできません。